相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市美杉町太郎生三二四五番地、最後の住所奈良県天理市福住町五五〇四番地
被相続人　亡　小林　誓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十日
三重県名張市赤目町相楽二六番地二
相続財産管理人　仲西　秀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市港区田中二丁目八番、最後の住所大阪市港区田中二丁目八番二一―二〇九
被相続人　亡　山際　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十日
大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階
相続財産管理人弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西淀川区千舟二丁目七番、最後の住所大阪市西淀川区千舟二丁目七番一八―三一五号
被相続人　亡　大崎　護

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十日
大阪市北区西天満四丁目一二番一五号重光ビル八階　相続財産管理人　笹原　滋功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県新見市新見一三六七番地、最後の住所岡山県倉敷市中帯江一一四番地七グループホームみつばちハウス
被相続人　亡　長谷川正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十日
岡山市北区一宮一七四番地一一
相続財産管理人　秀岡　康則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩郡宮之城町山崎一〇八五番地、最後の住所鹿児島県薩摩郡宮之城町山崎一八七七番地
被相続人　亡　新留　勝弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月十日
鹿児島県阿久根市塩鶴町一丁目二五六番地
相続財産管理人　馬見塚　太

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年五月十日

一　墳墓等所在地
新井家　川崎市麻生区片平五丁目六一九番五
宇野家　川崎市麻生区片平五丁目六一八番

一　墳墓等の名称　善正寺墓地

一　新井家、宇野家、計二基

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳
新井勇助、新井ノブ、宇野光雄、宇野とよ

一　改葬を行おうとする者
川崎市麻生区片平五丁目三番一一号　宗教法人善正寺　住職　望月　昌光

公示送達　柏湖区発第九号

柏都市計画事業湖南特定土地区画整理事業に係る木村祐輔氏に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

平成二十二年五月十日
柏市湖南特定土地区画整理組合
理事長　勝矢　秀夫

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　木村祐輔
判明している最後の住所　神奈川県川崎市幸区南加瀬二三五三番地　深行ビル三〇五

一、換地処分通知の内容
柏湖区発第四五〇号
平成二十二年三月三十一日
通知番号　一四四
木村祐輔様
柏市湖南特定土地区画整理組合
理事長　勝矢　秀夫

換地処分通知

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、柏都市計画事業湖南特定土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

（教示）　この通知について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に柏市長に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決のあったことを知った日）から六か月以内に柏市湖南特定土地区画整理組合を被告として取消訴訟を提起することができます。

添付図書　一、換地明細書
二、各筆各権利別清算金明細書
三、換地図

以　上

なお、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書、換地図については、千葉県柏市岩井七八八番地一所在の柏市湖南特定土地区画整理組合掲示場に掲示してあります。

登録割賦購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項前段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第三項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　ＳＤＰ株式会社
代表者の氏名　代表取締役　勝又　武彦
本店の所在地　東京都中央区日本橋室町一丁目七番一号
その他の営業所の名称及び所在地
営業所　静岡県駿東郡長泉町東野字八分平五〇〇番地の一二
二、登録番号　関第一一六号
登録年月日　平成十二年十一月二十四日
登録削除年月日　平成二十二年三月十二日
三、営業保証金の額　金一五〇、〇〇〇円
四、前項の営業保証金につき、割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告の掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因ならびに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出すること。
五、前項の申出書の提出がないときは、第三号の保証金は取り戻される。

平成二十二年五月十日
東京都中央区日本橋室町一丁目七番一号
ＳＤＰ株式会社
代表取締役　勝又　武彦

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社ハーモニック　株式会社ハーモニック　大阪市淀川区東三国一丁目一二番一五号辻本ビル七階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年五月十日
大阪市淀川区東三国一丁目一二番一五号辻本ビル七階
株式会社ハーモニック
代表取締役　林　之寛